（削る。）

（利用状況の報告）

第十九条　法第三条第六項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可をした農業委員会に提出してしなければならない。

一　法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　前号の者が使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地又は採草放牧地の面積

三　前号の農地又は採草放牧地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

四　第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第一号の者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

二　その他参考となるべき書類

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十　（略）

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条　法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十　（略）

十一　法第五条第一項第七号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

十二～十八　（略）

（特別の立地条件を必要とする事業）

第三十五条　令第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一～五　（略）

六　法第四条第六項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は法第四条第一項第八号若しくは第五条第一項第七号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）

（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）

第三十八条　令第四条第一項第二号ヘ(6)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画（以下単に「市町村農業振興地域整備計画」という。）又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

（農地の転用により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第四十七条の二　令第八条の二の農林水産省令で定める計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画（以下単に「農用地利用集積計画」という。）又は市町村農業振興地域整備計画とする。

十一　法第五条第一項第六号の届出に係る農地をその届出に係る転用の目的に供する場合

十二～十八　（略）

（特別の立地条件を必要とする事業）

第三十五条　令第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一～五　（略）

六　法第四条第六項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は法第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設（令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）

（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）

第三十八条　令第四条第一項第二号ヘ(6)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。

（新設）